

船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

現在、海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）が発効していますが、我が国もこの条約の締約国であります。SOLAS条約においては、船員の健康と安全の確保の観点から、油を貨物として運送する場合にはその性状や取扱上の注意点等に関する情報が船員に提供されるべき旨規定されていますが、平成21年6月に国際海事機関（IMO）の第86回海上安全委員会（MSC86）において、貨物として油を運送する場合だけでなく、船舶に燃料油を搭載する場合においても当該情報が提供されなければならないこととする改正案が採択され、平成23年1月1日より発効することとなりました。

今般、当該SOLAS条約改正を受け、船員法（昭和22年法律第100号）第81条第1項に基づく船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）について、所要の改正を行う予定です。

2. 概要

(1) 油に関する文書の船内への備え付けを要する対象の拡大（第24条の2関係）

従来、船舶所有者は、貨物として油を運送する場合に、当該油の成分、物理的・化学的性質、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等船内作業による危害を防止するために必要な事項が記載された文書を船内に備え置かなければならないこととしていたところ、燃料油を搭載する場合においても当該文書を船内に備え置かなければならないこととします。

(2) その他

施行日に航行中である船舶について、必要な経過措置を置くこととします。
その他所要の改正を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成22年11月末
施	行	平成23年1月1日（改正SOLAS条約の発効日）